

JCCI 会員各位

新型コロナウイルスに関する情報を下記、ご案内いたします。

①” PROTECTING THE VULNERABLE, SECURING OUR FUTURE”について

10月9日、MOHは、自宅療養制度の拡大、海外渡航に関する変更、ブースター接種の拡大等について発表しました。

<主なポイント>

自宅療養制度 (Home Recovery Programme : HRP) の拡大

・コロナ感染者の自宅療養対象者を拡大し、10月10日以降、下記以外の方々は自宅療養が基本となる。

- 50歳以上のワクチン非接種者・1回のみ接種者
- 80歳以上の方
- 1歳未満の方。また、1歳から4歳までの方で、病院で自宅療養が不適切と判断された方
(詳細 Annex A : [https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/pressroom/press-releases/annex-a-\(5\).pdf](https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/pressroom/press-releases/annex-a-(5).pdf))

・HRPによる自宅療養期間は下記となる。

- 10日：ワクチン接種者、12歳以下の子供
- 14日：12歳を超えるワクチン非接種者

ワクチン接種状況に応じた安全管理措置 (vaccination-differentiated safe management measures : VDS) の拡大

・10月13日からVDSの対象をショッピングモール、集客施設、ホーカーセンター、コーヒーショップに拡大する。12歳以下の子ども、感染からの回復者、pre-event test (PET: イベント前検査) による陰性結果を所持する方を除き、ワクチン非接種者は、各施設への入場やホーカーセンター、コーヒーショップ内での飲食が許可されない。

(詳細 Annex B : [https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/pressroom/press-releases/annex-b-\(2\).pdf](https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/pressroom/press-releases/annex-b-(2).pdf))

検査方針の変更 (10月11日以降)

・検査で陽性となった体調不良の方は、医師の診察を受けることが必要となる。その後基本的にはHRPによる自宅療養となるが、自宅が療養に適していない場合は適切な療養施設に入所することもできる。隔離療養期間後、解除時の検査は行わない。

・検査で陽性となった体調良好の方は、72時間、自主隔離することが必要。72時間経過後再検査を自身で実施し、結果が陰性であれば自主隔離を終了し通常の生活に戻ることができる。

・今後、Quarantine Order、Health Risk Alert、Health Risk Warning (HRW) は

「7日間のHRW (ART自己検査結果に応じた措置)」に一本化する。

・HRWの通知を受けた場合、直ちに自己隔離に入り、その日にART検査を実施し、その結果を登録する必要がある。当該ARTの結果が陰性であればその日は通常の生活をしてよい。その後、

2日目から7日目まで、ART を実施し陰性でなければ外出してはならない。7日目は必ず ART を実施しなければならず、結果が陰性であればその後の検査は不要となる。

(詳細 Annex C : [https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/default-document-library/annex-c-\(2\).pdf](https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/default-document-library/annex-c-(2).pdf))

- ・10月22日以降、ART キット (各世帯 10 個) の追加配布を行う。

海外渡航に関する変更

- ・水際措置の見直しを10月12日23時59分から下記 Annex D の通り行う。

Annex D : [https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/pressroom/press-releases/annex-d-\(2\).pdf](https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/pressroom/press-releases/annex-d-(2).pdf)

※日本からの渡航規制は変更なし。

- ・Vaccinated Travel Lane (VTL) の対象国を下記の通り拡大する。

- カナダ、デンマーク、フランス、イタリア、オランダ、スペイン、英国、米国 (10月12日申請開始、10月19日以降入国開始)

- 韓国 (11月8日申請開始、11月15日以降入国開始)

- ・10月19日以降 VTL により入国する方は、出発前 48 時間以内の PCR 検査結果の提示とシンガポール到着時の PCR 検査の受検のみが必要となり、シンガポール滞在 3 日目及び 7 日の PCR 検査は不要となる。

ブースター接種の対象拡大

- ・ワクチン接種後、6 か月たった下記の方々にはブースター接種の対象となる。

- 医療従事者、フロントライン労働者

- 施設居住者、スタッフ

- 30 歳以上の方 (接種時に登録した携帯電話番号に、SMS で通知される)

本内容につきましては、既に日本大使館の HP にて邦訳された情報が掲載されておりますので、ご確認下さい。

<https://www.sg.emb-japan.go.jp/files/100244862.pdf>

また、本内容 (原文) につきましては、下記 MOH のウェブサイトをご確認ください。

<https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/protecting-the-vulnerable-securing-our-future>

以上

<本件担当> JCCI 事務局 (担当: 清水) E-mail: info@jcci.org.sg

Facebook にて情報発信中! like! us on JCCI

Facebook (<https://m.facebook.com/JCCI.Singapore>)